

北海道手をつなぐ育成会 げっぽう

第686号

昭和39年3月13日第三種郵便物認可第10号(毎月1日発行・定価一部10円会費を含む)

●発行日—平成27年3月1日

●発行所—社団法人北海道手をつなぐ育成会

〒060-0002 札幌市中央区

北2条西7丁目かでの2・7(4F)

電話 011-251-0855

FAX 011-251-0804

Eメール doikusei@air.ocn.ne.jp

●発行人—奈須野益

印刷所 (株)北海道機関紙印刷所

障がいのある子の健やかな発達を願って

く育成会活動を通して

今、親と支援者がやれること

北海道手をつなぐ育成会 副会長 佐藤 春光

1 育成会の活動は、親の願い・本人の願いからの出発

↓その実現を多くの支援者が願う。

●教育や療育の分野も同じ

◇就学免除↓免除されたのは誰か・誰に就学の義務があり誰に

権利があるのか

◇養護学校の義務化とその後

我が子が生まれるとき、親は健康でさえあれば少々頭が良くなくとも良いと願うものです。産まれた子に障がいがあるとわかったとき、目の前が真っ暗になってしまいます。しかし、その時から困難な子育てが始まるのです。首が据わるのが遅い、歩くのが遅い、ことばが遅い、いくら話しかけても目が合わない、奇声を発したり走り回ったり……。

男の子は言葉が遅いという慰めの言葉に期待をかけても、3歳にもなれば逃げようのない現実と向き合わなければならなくなります。

地域にどんなにすばらしい施設があったとしても、障がい児を抱える親は、目の前にいる我が子の子育ての難しさ

と大変さに心が安まることはありません。

子どもの成長と共に親の不安や悩みも変わっていきますが、どこまで行っても他の子どもに追いつかないどころか、ますます離れていく現実には焦燥感だけが心を覆ってしまいます。自分だけが不幸と思い、仲間をなかなか信じるのができません。ともすると他の人がさしのべた手をも振り払ってしまうほど心を閉ざしがちになるのです。健全児は幼少期から学童期を地域で暮らし、おとなになって広い社会に出て行きます。

障がい児は、重度になればなるほど幼少期から地域を出て、大人になって地域に戻ってきます。普通の子と逆の生活を強いられる障がい者は地域に根付かず学校や施設を造るのでさえ地域の許可を必要としています。

●障がい児を持つ親の願いも、障がい

者の願いも特別なものは一つもありません。他の子と同じように暮らしたいだけなのです。特別の権利を主張しているのではなく普通の人と同じように地域で暮らしたいと主張しているのです。

障がい者の権利条約はその事を言っているだけなのです。2006年12月13日に第61回国連総会で採択され、2013年10月現在の批准国は138カ国ですが、日本はやっと批准しました。

「われわれのことを我々抜きで勝手に決めないで欲しい」という障がい者の声はまだまだ実現していないのです。

障害者権利条約は障害者が自己決定し、差別されず、ありのままの姿で社会参加することなどをめざしています。↓中味の実現は、私たちの味付けにかかっているのです。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律でいうところの合理的配慮」とは、障害者の求めに応じて、障害者が障害のない者と同様に人権を行使し又は機会や待遇を享受するため必要かつ適切な現状の変更や調整を行うこと。

障がい児の親の会の役員も、どちら

かと言えど重度の子を持つ親が引き受けることになります。障がい者本人を役員にするという提案に対して、親から反対の意見がでる場面もありました。

障がい者本人でさえ、障がい者と思われるのがいやで作業所のバスに乗らない子もいます。差別意識はそれだけ根深く、私たちみんなにあるのです。

育成会の運動を共にする中でしかこの差別意識は解決しないのです。

●教育における不均等待遇の例

全ての教育段階において、入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業に加え、授業等

2 右肩上がり

下の表を見て下さい。この表は札幌市をつなぐ育成会の500号の記事の一部です。

白老町でも特別支援学級の児童・生徒数が増え続けています。全道でも同じ傾向になっているのではないのでしょうか。

そして、このことは全国的にも同じ傾向を示しているということです。少子高齢化と言われている現代にあつて、特別支援学級や特別支援学校の子ども達だけが増え続けているとしたなら、何が原因なのか考えてみる必要があるのではないのでしょうか。ある地域だけだったなら、特殊性や地域性で片付けられると思います。しかし、全国的に同じ傾向があるとしたなら、何か原因があるのだと思います。過去も現在も同じ人口比率であれば、生物が持つリスクだと思えます。しかし、過去と比べて障がい者の人口比率が上がっていると

特別支援学級（知的・情緒障がい）在籍生徒数の推移

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
平成25年度	225	211	226	212	238	249	1361	220	250	283	753
平成24年度	193	199	187	207	238	183	1207	232	262	239	733
平成23年度	181	167	173	222	178	182	1103	219	213	231	663
平成22年度	141	157	185	162	171	200	1016	189	212	234	635
平成21年度	120	163	151	152	183	162	931	180	205	206	591

たなら、現代社会が人間にもたらせているリスクだと思えます。

今後10年間は生徒数が増え続けていくことが確認できます。また、同じ学年でも年度が上がる毎に在籍の児童・生徒が増えていきます。（4月号に続く）

知的障がい特別支援学校高等部の 今後の在り方が定まる!!

教育庁学校教育局特別支援教育課長が定める道立特別支援学校高等部の在り方検討会議が平成25年10月から検討を進めていた本道の知的障がい特別支援学校の高等部の今後の在り方について、この度、まとめられ報告されましたので、その概要についてお知らせいたします。

この検討会議には、道育成会奈須野益会長も保護者団体の一員として検討会議の委員やワーキンググループに加わり、共に道育成会の関係ブロック連絡協議会からも意見を申し述べる機会が配慮されていました。

今後、この報告に基づいて道立特別支援学校高等部が整備されることになります。

【知的障がい特別支援学校高等部の 今後の在り方について】

1 学校の配置に係る基本的な考え方

①圏域内の高等部に進学できる環境の整備
圏域内（道央、道南、道北、オホーツク、十勝及び釧根）で等しく高等部における教育を受けることができるよう整備を進めることが必要

②教育的ニーズに応じて専門的な教育を受けることができる高等部の整備

生徒やその保護者が障害の程度により学科を選択するのではなく、将来の進路希望等に応じて、教育課程の特色や学ぶ

内容によって学校を選択することができ
るよう受入体制を整備することが必要

2 新しい形の高等部の在り方

①職業学科と普通科の在り方

区分 ・ 学科の内容

職業学科 ・ 卒業後の職業自立（就職）に
必要となる専門的な知識や技
能を習得する学科

普通科 ・ 卒業後の自立（職業自立、社
会自立）に必要な知識や技能
を習得する学科

※教育課程の類型化や進路希望
に応じたコースを設けるなど
して、魅力ある普通科を創造
することが必要

《各学科の教育課程の特色及び卒業後の進路》

（例）○は、主な教育課程の特色

●は、主な卒業後の進路

職業学科

○専門教科を中心とした教育課程

○産業現場等における実習

●企業等への就職

●就労移行支援事業所の利用

●就労継続支援A型事業所への就職

普通科I型

○教科別の指導を中心とした教育課程

・教科別の指導（知的障がい特別支援学
校の各教科「国語、数学、理科…」）
による幅広い知識や技能の習得

○就業体験、ボランティア活動、社会体
験活動等の体験的な学習の設定

●専門学校等への進学

●企業等への就職

●就労移行支援事業所の利用

普通科II型

○各教科等を合わせた指導を中心とした
教育課程

・各教科等を合わせた指導（生活単元学
習、作業学習）による実践的な学習

○進路希望に応じたコース制や教育課程
の類型化

・2学年次より進路希望に応じて設定

●各種の福祉サービス利用

●就労移行支援事業所の利用

●就労継続支援A型事業所への就職

●企業等への就職

②学科の配置の在り方

現在ある知的障がい特別支援学校高等
部の学科は、6圏域それぞれの地域や学
校の状況に応じて、職業学科、普通科I
型及び普通科II型を適切に組み合わせて
設置し、生徒やその保護者が圏域内で進
学したい学校を等しく選択できるよう配
置することが必要

3 入学者選考の在り方

①出願が可能な学校を検討

出願したい学校の選択を圏域内で保障
する観点から、居住する圏域内の学校へ
の出願を原則

②出願の手続の検討

新しい形の高等部の学科の創設を踏ま
えて、出願時の調査書に出願理由や将来
の進路希望等を記載することができ書
式への改正など出願手続きの見直しを検

討

③障がいの程度による学科設置の廃止

職業学科の比較的軽い学科・比較的
重い学科の区分を先行して廃止し、最終的
には障がいの程度による学科区分から、
学ぶ内容で選択できる学科区分とするこ
とが必要

《新しい形の高等部への移行について》

○障がいの者の権利に関する社会的背景を踏
まえ、障がいの程度によって進学する高
等部の学科が定められている制度は、早
期に改善することが必要

○大きな制度変更となることから、本人・
保護者が混乱しないよう、十分な周知期
間を設け、段階的な改善となるよう配慮
が必要

○5年程度の準備期間を設定し、新しい形
の高等部に移行するよう取り組むことが
必要

【問合わせ先】

学校教育局特別支援教育課

学校教育指導グループ

Tel 011-204-5774

厚生労働省

「障害福祉サービスの

在り方等に関する論点整理のための

ワーキンググループ」(第2回)

が開催される

「障害福祉サービスの在り方等に関する論

点整理のためのワーキンググループ」(第2回)が27年1月23日(金)に開催されました。

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理をするにあたって、今回を含め4回にわたり障害関係団体からのヒアリングが行われることとなり、今回、その第1回目となる関係団体ヒアリングが行われ、全国手をつなぐ育成会連合会の他、9団体から意見の陳述が行われました。

●作業チーム構成員

※敬称略 ○はWG構成員

(常時介護を要する障害に対する支援)

新井 利民 (埼玉県立大学社会福祉子ども学科准教授)

○吉川 隆博 (東海大学健康科学部准教授)

木村 剛 (名古屋市健康福祉局障害者支援課長)

高木 憲司 (和洋女子大学生活科学系准教授)

○野沢 和弘 (毎日新聞論説委員)

○山下 幸子 (淑徳大学総合福祉学部准教授)

(手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援)

大沼 直紀 (東京大学先端科学技術研究センター特任研究員)

○佐藤 進 (埼玉県立大学名誉教授)

高木 憲司 (和洋女子大学生活科学系准教授)

高橋 誠 (札幌市障がい保健福祉部障がい福祉課自立支援担当課長)

○寺島 彰 (浦和大学総合福祉学部教授)

(高齢の障害に対する支援)

○大塚 晃 (上智大学総合人間科学部教授)

志賀 利一 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園事業企画局研究部長)

○田村 綾子 (聖学院大学人間福祉学部准教授)

東内 京一 (和光市 健康福祉部長)

藤井 千代 (独立行政法人国立精神・神経医療研究センター司法精神医学研究部室長)

全国手をつなぐ育成会連合会の意見 (概要)

1 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

○「常時介護を要する方の障害者等に対する支援」を検討する際、知的障害や精神障害(含む発達障害)においては、大勢の方が家族との同居生活である点に着目する必要がある。
家族の高齢化によって支援が手薄になっていく状況に対して具体的な策を講じる必要がある。

2 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

○発達障害については区分判定の結果が日

常の困り感を反映していない状況がある。日常を一場面で切り取りその時点のみを評価する方法だけで無く、1ヶ月、事情によってはもう少し長い期間の状態で困り感に対して対応可能な支援が届くように工夫する必要がある。

また障害児に関しては、年を追って変化がある状況故に密度の濃い支援が必要となる状況もあるため、障害児支援における適切な報酬傾斜を実現するためにも整理する必要がある。

3 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

○意思決定支援に基づいたサービス提供をするためには、計画相談、個別支援計画、モニタリングとサービスを利用する際に「本人の暮らしへの意向」が一貫して位置付いていなければならない。

国では、本人の意思を踏まえた事業となり、サービスの質が向上するよう相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修を位置付けているが、意思決定支援に関する研修も同等の位置づけとなるよう取り扱う必要がある。

4 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を諮ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

○知的障害のある人たちが、文字情報や情

報機器と関わる機会は日に日に増えている。情報化社会に取り残されることのないように見直しが必要。

5 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

《知的障害者の加齢による支援の必要性》

高齢の知的・発達障害のある人に適した福祉サービスの在り方を考える際に、介護保険サービスとの整合性のなさが大きな課題となっている。そのため障害特性に応じ、聞き取りによって把握できたニーズに対応できるような障害者総合支援法の守備範囲を広げる方向か、高齢で支援が必要になった障害者向けの新たなサービスを創設する方向かを明確にし、活用しやすいように全国共通の対応方法を確立する必要があると考える。特に相談支援専門員とケアマネージャーの調整機能は早急に求められている。

自立支援

『たのしくくらす』

研修事業

斜里町手をつなぐ親の会

例年より3ヶ月早く、今年度の斜里町手をつなぐ親の会の1泊研修を実施した。行き先は毎年ウエス材料の古シーツを寄付していただいたウトロのホテル。

最近リリース会社との契約で材料の調達が困難な状況である。

今回は11家族、計32名と事務局職員1名の総勢33名の参加となった。

ウエス会計からの繰り入れのほか、道育成会の事業として道共同募金会から助成金8万5千円をいただいたので、各家族の一部負担も若干少なくなり、参加者増につながったと思われる。

普段、面識はあっても、日々の生活で手一杯で悩みや心配事等じつくり情報交換できる場として、1泊研修は大変意義がある。

10代から70代までのそれぞれの家庭状況は違うが、困難にぶつかった時「あの人に相談してみたら何かいい知恵を貸してくれるかもしれない」と顔が浮かぶのは、とても心強い。

また、一般の宿泊客の中で、障がいを持った人と一緒に食べ、お風呂に入り、買い物し、遊び、泊まるということとは、改めてこんな配慮があればもっと快適に、もっと楽しく行動できるというヒントにも気づかせてくれる。

今年度の研修は、昨年好評だった「レクリエーション」のパート2として実施した。

初参加の方も交え、笑顔と笑いの絶えないあつという間の1時間であった。

夕食を兼ねた懇親会では、赤い羽根共同募金チャリティーステージチケットや手作りの景品も加わったビンゴゲームを楽しみ、絆を深め、副会長の音頭で衆議院の解散を再現するような万歳三唱で閉会となった。

障がい者制度が変わる中、1人の声は小さくとも、個々の悩みや不安を共有して、障が

い者・高齢者すべての人が暮らしやすい町になるよう、地域に発信していけたらと思う。

「ともに生きる」

社会の実現をめざして

札幌市手をつなぐ育成会セミナー2015

「障がいの権利擁護」・「地域と手をつなぐ発達障害の支援」についてわかりやすいセミナーです。障害児者の権利擁護と家族支援・発達障害の新しい理論を学びましょう。

多数の参加をお待ちしています。

日時 平成27年3月15日(日)10時～

場所 北方圏学術情報センター(札幌市中央区南1条西22丁目1-1)

講師 吉川かおり氏(明星大学教授)

齋藤 卓也氏(北海道大学特任教授)

参加費 育成会関係者・無料、一般:500円

申込先 札幌市手をつなぐ育成会

TEL 011-738-2221

FAX 011-738-2228

今後の予定

3月25日(水) 道育成会理事会

8月8日(土) 於…かてら2017

第60回北海道手をつなぐ育成会

全道大会・北広島大会

9日(日) 於…北広島市芸術文化ホール他

AIU 生活サポート総合補償制度のご案内

安心を
お届けします

2007年4月に日本で誕生した知的障害児者と自閉症児者専用の保険です。

AIUの普通傷害保険 (2015年1月現在の内容です。) (知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

病気やケガまたはその検査のため入院したとき (保険期間中に開始した入院の4日目から30日限度)

入院給付金 (付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用、入院一時金)

他人にケガをさせたり、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負ったとき (国内外補償)

個人賠償責任保険金: 1事故1億円限度 (自己負担金額なし)

ケガをしたとき

死亡・後遺障害・入院・通院・手術保険金

地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気で死亡したとき

葬祭費用保険金

お問合せ先) 株式会社ジェイアイシー北海道支店
〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目
8-2 SRビル4F
TEL: 011-221-7009 FAX: 011-221-1704
http://www.jicgroup.co.jp

引受保険会社) AIU損害保険株式会社札幌支店
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目
1-2 アーバンネット 札幌ビル 4階
TEL: 011-204-7510 http://www.aiu.co.jp
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

北海道知的障害児者生活サポート協会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2・7 4階 北海道手をつなぐ育成会内
TEL: 011-251-0855 FAX: 011-251-0804
(A-000506)

病気・ケガの入院

個人賠償補償

被害事故の解決

障がいのあるご本人と、そのご家族・施設従事者のための総合保険です。

ぜんちの

あんしん保険

平成25年料率改定

少額短期健康総合保険 (無告知型) 2012年創設

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」
「重要事項説明書」をご確認ください。

保障内容 (A-1プランの場合 年間保険料 17,000円)

死亡保険金 10万円

法律相談費用 5万円 までの実費

特定重度障害保険金 10万円

弁護士委任費用 100万円 までの実費

入院保険金 1日につき 8,000円 ※2

接見費用 1万円

入院一時金 10,000円

個人賠償責任保険金 1,000万円 でのん補償限度額

傷害通院保険金 1日につき 1,000円 ※1

※1: 一回の入院または一回の通院につき、30日限度。
※2: てんかんによる入院の場合は一日につき4,000円となります。

詳しい資料のご用命は、下記代理店へお願いいたします。

〇取扱代理店

有限会社 オフィスブレイン

TEL 011-207-2522

〒060-0032 札幌市中央区北2条東3丁目2番地
札幌セントラルビル2F

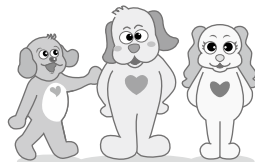
〇引受保険会社

ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-5-8
岩本町シティプラザビル 5F

知的障がい者専用補償制度

アイ・ライフ I.LIFE



病気に対する補償が新しい!!

- ① すべてのケガおよび病気による死亡 (葬祭費用) を補償
- ② すべてのケガおよび病気による入院を補償
- ③ さらに傷害事故の場合は「傷害入院」「傷害通院」「傷害治療費」が入院保障とは別件で補償されます。
- ④ 入院した場合は、1日目より補償 (180日限度)
- ⑤ 「疾病性てんかん」「てんかんに伴う転倒事故」「自傷行為」「闘争行為」などによる入院も補償されます。

アイ・ライフ 補償内容

病	死亡 (葬祭費用) …… 100万円
気	入院 (180日限度) …… 10,000円
ケ	死亡 (葬祭費用) …… 100万円
ガ	入院 (180日限度) …… 12,000円
	通院 (90日限度) …… 1,000円
	傷害治療費 (実費) …… 50万円
	手術費用 …… 2・4・8万円 (本会規約別表1参照)
賠償者	第三者賠償 …… 5,000万円 (免責なし)

あなたとあなたの家族が毎日の生活を安心して過ごす為の補償制度、それが **アイ・ライフ** です。

お問い合わせ先
制度補償会



障害者補償会

〒064-0801 札幌市中央区南1条西20丁目2-1 建設管理センタービル8F 担当: 石山・笹谷

お電話を頂ければすぐに資料をご郵送致します。

フリーダイヤル **0120-185-001**